

第6章 雜則

本章は、消防機関が防火対象物の実態、火災予防上危険な行為等をあらかじめ正確に把握しておくために、各種の届出を定めるとともに、この条例の施行のための規則（浜松市火災予防規則）の制定について規定したものである。

1 消防法の体系では、防火対象物の実態の把握は、法第4条の規定に基づく資料提出命令及び立入検査によって行うのが原則である。

しかし、これらの権限は当該防火対象物の関係者に対して発動されるものであって、防火対象物と関係のない行為（例えば、火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等）については、行為者に資料提出を命ずることはできず、また、個別の命令により、防火対象物の関係者に対し、その都度、資料提出を要求することは、現実には困難である。

そこで本章において、一定の行為をしようとする者に対して、届出の義務を課し、いわば行為者の自動的届出を立入検査等の端緒とすることによって、消防機関の防火対象物等に対する実態把握の完璧を期そうとしたものである。

消防機関において事前にその実態を把握し、火災予防上の見地から必要に応じて適切な指導を行うものであるため、個別の命令を予想している法第4条に基づくものではなく、地自法第14条の規定に基づく行政事務条例として制定されたものである。

2 本章各条の届出の対象は、防火対象物の使用開始、火を使用する設備等の設置、火災とまぎらわしい煙等を発する行為等、指定洞道等及び指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いの5種であるが、いずれも行為の開始についての届出であり、指定洞道を除きその後の変更は届出事項とされていない。

又本章の規定による届出は前述したとおり、これを契機としてさらに的確な実態の把握、助言指導を行う趣旨であるから、届出の対象について、法第4条の規定により、詳細な資料の提出を命じることを妨げないし、届出内容の検討結果に基づき重点的な立入検査を行うべきものである。

3 本章各条においては、一定の行為をしようとする者は、その旨を消防署長に届け出なければならないとのみ規定しているが、これらの届出の詳細については、第49条の規定に基づく予防規則第13条の3から第18条までにおいて規定されている。ただし、第45条第1号に規定する「火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為の届出」については、その内容が比較的簡単であることから、電話等の口頭によって差し支えないものとしている。

防火対象物の使用開始の届出)

第43条 政令別表第1に掲げる防火対象物(同表(19)項及び(20)項に掲げるものを除く。)をそれぞれの用途に使用しようとする者は、使用開始の日の7日前までに、その旨を消防署長に届け出なければならない。

【解釈及び運用】

本条は、政令別表第1に掲げる防火対象物(同表(19)項及び(20)項に掲げるものを除く。)について、施設及び管理の実態を的確に把握するために提出を義務付けたものである。

1 本条は、防火対象物の使用開始前において、消防機関が立入検査等を行い、当該防火対象物の位置、構造及び設備が法をはじめ、建築基準法その他の法令の規定で防火に関するものに違反しないものであるかどうかを検査し、違反部分について速やかに是正措置を命じるための契機としようとするものである。

すなわち、建築確認の段階においては同意の制度があるが、消防機関は建築確認の対象となつた計画に、竣工した建築物が合致しているか否かを確かめる制度がなく、別個に立入検査を必要とするが、その時期としては、当該建築物の使用開始前が適当である(使用開始後においては、違反部分が存する場合、改造のために営業停止等を行わなければならず関係者自身に不利益が生じ、負担が大である。)。この時期を的確に把握することが本条の第一の目的である。

2 次に現在の同意制度のもとでは、建築物の計画書(建築確認申請書)は、消防機関の手許で保管されることはない。したがって、これについての資料提出の必要性が一般的に存在することから、本条の届出書に防火対象物の配置図、各階平面図、消防用設備等の設計図書等を添付させることにより、この目的を達することができる。

3 届出期限は使用開始前の7日前(使用開始日と届出日との間に、届出日及び使用開始日を含めないで6日を要する意である。)までである。

4 届出義務者は、「それぞれの用途に使用しようとする者」であるが、所有者、賃貸人その他権原に基づいてそれぞれの用途に使用しようとする者である。

この届出は用途を単位とするものであるから、従前の用途を変更する場合には、変更後の用途に使用する者は届出をしなければならないが、用途の変更なしに使用者のみが変更する場合の届出は要しない。

5 届出の際には、案内図、平面図、立面図、断面図、仕上表及び消防用設備等の図書(設計書、仕様書、計算書、系統図、配管若しくは配線図)の図書を添付しなければならない。ただし、法第17条の3の2の規定による設置届出に添付されるものは省略することができる。

6 届出は、同一敷地内の防火対象物（棟）は一括して行う方が、消防機関の事務処理上も、また、届出者の便宜上も適当である。

なお、届出書は、予防規則第14条に規定されている第3号様式で行い、防火対象物が複数棟ある場合は、棟別概要表を用いることとしている。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならぬ。

- (1) 熱風炉
- (2) 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉
- (3) 前号に掲げるもののほか、据付面積2平方メートル以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）
- (3)の2 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨房設備
- (4) 入力70キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあっては、劇場等及びキヤバレー等に設けるものに限る。）
- (5) ボイラー又は入力70キロワット以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第3号に定めるものを除く。）
- (6) 乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- (7) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- (7)の2 入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機
- (8) 火花を生じる設備
- (8)の2 放電加工機
- (9) 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）
- (10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）
- (11) 燃料電池発電設備（第8条の3第2項又は第4項に定めるものを除く。）
- (12) 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（第12条第4項に定めるものを除く。）
- (13) 蓄電池設備（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）
- (14) 設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備
- (15) 水素ガスを充てんする気球

【解釈及び運用】

本条は、火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、火災危険の大きいものの設置の届出について規定し、これらを設置する場合に、その段階で届け出ることとし、火気設備等の位置、構造、管理の適正化を図ろうとするものである。

- I 本文に規定する「あらかじめ」とは、予防規則第15条第3項の規定により、第1号から第8号の2までに掲げる設備にあっては設置工事の開始の7日前までに、第9号から第14号までに掲げる設備にあっては設置工事開始の3日前までに、第15号の設備にあっては設置しようとする日の3日前までに届け出ることとされている。

- 2 第3号に規定する「据付面積」とは、当該設備を据え付けた場合における水平投影面積をいう。据付面積を基準に炉の設置届出の対象を定めたのは、炉の危険性は、据付面積に概ね集約できるからである。
- 3 第3号の2に規定する「^{ちぢゅう}厨房設備」とは、同一^{ちぢゅう}厨房内において使用されるこんろ、レンジ、オーブン、フライヤー、湯沸設備等をいい、各設備の入力の合計が熱源種別によることなく350キロワット以上をもって設置届出対象とされている。
- 4 第4号は、温風暖房機のうち、風道を使用しないものについて劇場及びキャバレー等に設ける場合に限ったのは、この種の温風暖房機は、一般的に小規模であること、温風からの出火は多くの場合、風道の欠陥に起因するものであることに基づく。
- 5 第5号は、個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第3号に定められているボイラー等は、届出の対象から除いている。
表18は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第3号に規定するボイラー（同令では第3号に掲げるもの以外のものを「ボイラー」としている。）及び同条第4号に規定する小型ボイラーを比較したものである。表でわかるようにボイラーと小型ボイラーは異なったものであり、ボイラーより小さいものを小型ボイラーと称しており、条例の届出は小型ボイラー以下のが該当する。
- 6 第6号及び第7号の乾燥設備及びサウナ設備は、労働安全衛生規則等他の法令が適用されるものであっても個人の住居に設けるものを除き全てが届出の対象となる。
- 7 第9号に規定する「高圧又は特別高圧の変電設備」とは、全出力50キロワットを超えるもので、その算定方法については第11条の変電設備の【解釈及び運用】を参照すること。
- 8 第10号に規定する「急速充電設備」は、電気自動車等にコネクターを用いて充電する設備をいう。これ以外の急速充電設備は、第11条に定める変電設備として取り扱う。
- 9 第11号に規定する「燃料電池発電設備」については、屋内又は屋外に設置される固体高分子型又は固体酸化物型燃料電池による発電設備のうち出力10キロワット未満で、自動的に停止できる装置を設けたものは届出を要しない。
- 10 第12号に規定する「内燃機関を原動力とする発電設備」は、固定して用いるものが届出の対象であり、第12条第4項に規定する10キロワット未満のキュービクル式のものは除かれている。その詳細については、同条の【解釈及び運用】を参照すること。

表18

		蒸気ボイラー				温水ボイラ		貴流ボイラー	
ゲージ圧力	P>0.1mpa (P≤0.1mpa)	P>0.1mpa (P≤0.1mpa)	P>0.3mpa	P>0.05mpa (P≤0.05mpa)	P>0.1mpa (P≤0.1mpa)	(P≤0.2mpa)	P>0.1mpa (P≤0.1mpa)	P>0.1mpa (P≤0.1mpa)	
電熱面積	A > 0.5 m ² (A ≤ 1 m ²)			A>2 m ² (A ≤ 3.5 m ²)	A>2 m ² (A ≤ 3.5 m ²)	A>4 m ² (A ≤ 8 m ²)	(A≤2 m ²)	A>5 m ² (A ≤ 10 m ²)	
胴の内径		Φ > 200 mm (Φ ≤ 300mm)							
胴の長さ		I > 400mm (I ≤ 600mm)							
内容積		内 > 0.0003 m ³						内 > 0.004 m ³	
蒸気管			Φ < 25 mm (Φ ≥ 25mm)						
U型立管				Φ < 25 mm (Φ ≥ 25mm)					
気水分離器							Φ > 200mm 内 > 0.02 m ³ (Φ ≤ 300mm, 内 ≤ 0.07 m ³)		
ゲージ圧 × 内容積							P × 内容積 = 0.02 <		

備考 括弧書は小型ボイラーを、それ以外はボイラーを表す。

11 第13号に規定する「蓄電池設備」は、第13条の規定により蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超える20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものは除かれている。

12 第14号に規定する「2キロボルトアンペア以上」の容量の算定方法は、次によること。

- (1) 一のネオン管灯設備に設けられたネオン変圧器の定格容量（ボルトアンペア）の和とする。
- (2) 同一防火対象物に二以上のネオン管灯設備を設置する場合で、設置しようとする者が同一である場合は、その危険性等を考慮し、一のネオン管灯設備として、その容量を算出する。

13 第15号は、建築物（屋上）、屋外の樹木等の土地の定着物に気球を固定することをいう。

したがって、掲揚のみならず、けい留を含み、掲揚前に一定期間けい留する場合は、けい留前に届け出ることを要する。また、届け出た掲揚又はけい留期間を過ぎて掲揚又は係留を行う場合は、新たに届出を要する。

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。ただし、第42条の2第1項の指定催しに係る行為又はこれに際して行う露店等の開設については、この限りでない。

- (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為
- (2) 煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け
- (3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催
- (4) 水道の断水又は減水
- (5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事
- (6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する屋外での催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

本条は、火災とまぎらわしい煙、火炎を発するおそれのある行為等の火災予防又は消火活動に重大な支障を生じるおそれのある6種の行為を掲げ、当該行為をしようとする場合、事前にその目的、日時、責任者、内容等について、消防署長に届け出なければならない旨を規定したものである。

なお、ただし書については、条例第42条の2の規定に基づき指定催しとして指定された催しに際して、本条に掲げる行為等が併せて行われる場合は、条例第42条の3の規定により、火災予防上必要な業務に関するものとして、これらを網羅した計画を作成し、届け出こととなるため、届出を省略することとしている。

Ⅰ 第1号の行為は、それ自体火災予防上の危険が存するものであるが、さらに、これについて十分な消火準備がなされている場合でも、消防機関がそれを知らなければ、火災と誤認し、消防隊が出動するおそれがある。

第1号の規定は、これを避けるため、行為者に一般的に届出義務を課したものであり、概ね次のものが該当する。また、たき火に類する行為にあっては、行為の規模、場所等を勘案し、第25条に定める例により指導すること。

- ① 著しく煙、炎等が出るようなたき火をするような場合
- ② 道路工事等でアスファルトを溶解するような場合
- ③ 溶解作業等をする場合で煙と炎が大量に出る場合
- ④ 消火実験等をする場合
- ⑤ その他著しく煙、炎等が出るような作業等をする場合（煙霧殺虫剤等を使用する等）

なお、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、静岡県生活環境の保全に関する条例（平成10年県条例第44号）等により、一部の例外を除き、屋外での焼却行為は原則禁止されている。

焼却行為の可否について、行為者等は、環境保全を担当する部署にあらかじめ確認すること。

2 第2号は、煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛けについての届出であり、火薬類取締法第25条に定める許可にかかるものは、本号による届出は要しない。ただし、火薬類取締法施行規則第56条の4に規定する煙火の消費基準等は適用されることに留意する必要がある。

3 第3号の行為は、第42条の場合と同様、本来は劇場等以外の用途に供される防火対象物における一時的な催物開催のみを指すものであって、いわゆる仮設興行場における催物の開催を含まない。（仮設興行場は、そもそもの本来政令別表第1（1）項に含まれており、第43条の届出の対象となる。）

4 催物とは、映画、演劇、演芸、音楽、スポーツその他の見世物（競馬等）をいい（興行場法第1条第1項参照）、政令別表第1（1）項に掲げる防火対象物において行われる種類の催物であって社交、討論等を含まないものである。

『興行場法（昭和23年法律第137号）　　抜粋

第1条　この法律で「興行場」とは、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸
又は観せ物を公衆に見せ、又は聞かせる施設をいう。

』

5 第4号は、水道工事等により、ある区域が断水又は減水をするような場合をいう。

6 第5号の道路工事には、消防自動車が全く通行できない場合に限らず、片側通行等も含まれ、また、道路自体の工事のみならず地盤面下の掘削も含み、水道管、ガス管、電気又は通信用ケーブルの埋設等に伴う工事等の消防隊の通行その他消火活動に障害となるような場合も含まれる。

7 第6号の露店等の開設は、屋外における多数の者の集合する催しにおいて、対象火気器具等を使用する場合にのみ限定している。（「多数の者の集合する催し」の取扱いについては、第18条の【解釈及び運用】12の解説を参照）

8 本章の届出における届出義務者は、全て行為者であるが、これらの行為につき請負契約又は委任契約が締結されている場合には、請負人又は受任者が一般に行行為者である。

したがって、例えば第4号の水道の断減水又は第5号の道路工事については、水道管理者又は道路管理者自身が行う場合は水道管理者又は道路管理者が、請負契約により行う場合は、当該請負人が届出義務者である。

また、第6号の露店等の開設については、多数の者の集合する催しを主催する者が露店等の出店を運営管理している場合やいわゆる街商組合が出店を統括している場合などは、それらを代表する者が届出義務者となりえるものである。

なお、第3号の催物開催については、開催者（主催者）が行為者であって、演技者等が届出義務者となるものではない。

(指定洞道等の届出)

第45条の2 通信ケーブル又は電力ケーブル（以下「通信ケーブル等」という。）の敷設を目的として設置された洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物（通信ケーブル等の維持管理等のため必要に応じ人が出入りする隧道に限る。）で、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生じるおそれのあるものとして消防長が指定したもの（以下「指定洞道等」という。）に通信ケーブル等を敷設する者は、次に掲げる事項を消防署長に届け出なければならない。

- (1) 指定洞道等の経路及び出入口、換気口等の位置
- (2) 指定洞道等の内部に敷設されている主要な物件
- (3) 指定洞道等の内部における火災に対する安全管理対策

2 前項の規定は、同項各号に掲げる事項について重要な変更を行う場合について準用する。

【解釈及び運用】

本条は、消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある地下の工作物である指定洞道等について、消防機関があらかじめ必要な事項を把握するとともに、関係者による適切な安全管理対策の推進を図ることにより、防火安全を期することを目的に規定したものである。

1 第1項に規定する「重大な支障を生じるおそれのあるもの」には、通信ケーブルの敷設を目的として設置された洞道、電力ケーブルの敷設を目的として設置された洞道、通信ケーブル等の敷設を目的として設置された共同溝（共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）第2条第5項）が該当し、人が出入りすることが出来ない管路や規模の大きなものでもピットに類するものは除く。

2 消防長が指定（施行規程第9条）したものには次のものがある。

- (1) 洞道その他これに類する地下の工作物でその長さが50メートル以上のもの
- (2) 共同溝並びに共同溝に接続する洞道及び地下の工作物
- (3) その他消防長が特に必要があると認める洞道等

3 第1項第1号に規定する「指定洞道等の経路及び出入口、換気口等の位置」は、経路図に記載することとし、出入口、換気口等の位置を把握することにより、火災時における進入路及び排煙口の設定等に係る検討に資するものである。

4 第1項第2号に規定する「主要な物件」には、次のものが該当する。

- (1) 敷設ケーブルの種類とその対策の概要
- (2) 電気設備の種類とその対策の概要
- (3) 消火設備の種類と位置の概要
- (4) 換気設備の種類とその対策の概要
- (5) 連絡電話設備の概要

- (6) 排水設備の概要
- (7) 防水設備の概要
- (8) 金物設備（ケーブルの支持、作業台及び階段等）の概要

5 第1項第3号に規定する「安全管理対策」は、次に掲げる事項が明らかとされていること。

- (1) 指定洞道等の内部に敷設されている通信ケーブル等の難燃措置に関すること。
なお、難燃特性を有するケーブル又はケーブル被覆材を用いている場合は、その旨を記載すること。（難燃特性を有するかどうかは、公的機関により証明されれば良い。）
- (2) 指定洞道等の内部において火気を使用する工事又は作業を行う場合の火気管理等の出火防止に関すること。
- (3) 火災発生時における延焼拡大防止、早期発見、初期消火、通報連絡、避難、消防隊への情報提供等に関すること。
- (4) 職員の教育及び訓練に関すること。

6 第2項に規定する「重要な変更」とは、指定洞道等の経路の変更、出入口、換気口等の新設又は撤去、通信ケーブル等の難燃措置の実施又はその変更、その他安全管理対策の大幅な変更等をいう。

7 難燃特性を有するかどうかは、公的機関により証明されれば良い。

参照 指定洞道等の届出	予則第17条
洞道等の指定	施行規程第9条
ア 第1号（50m）	
・地下の工作物と接続されている場合は当該部分も算入する。	
・斜めとなっている部分はその鉛直の距離を当該長さとする。	
・出入口、換気口等の立抗部分がある場合は当該部分は算入しない。	
イ 第2号（共同溝）	
共同溝並びに共同溝に接続する洞道及び地下の工作物は、全てが該当する。	
ウ 第3号（その他）	
長さが50m未満の洞道等であっても段差、曲折又は深層に及ぶもので消防活動に重大な支障を生ずるおそれがあると認められるものは、個々に指定する。	
エ 届出者	
「届出者」は、指定洞道等に通信ケーブル等を敷設した者又は敷設しようとする者であるが、当該通信ケーブル等を管轄する事業所の代表者でよい。	

(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)

第46条 指定数量の5分の1（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1）以上指定数量未満の危険物及び別表第7に定める数量の5倍（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、同表に定める数量）以上の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを廃止する場合について準用する。

【解釈及び運用】

本条は、第4章の規制となる指定数量未満の危険物及び指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、あらかじめ届け出ることにより、貯蔵及び取扱い並びに位置、構造及び設備の適正化を図ろうとするものである。

1 本条は、品名ごとの届出ではなく、貯蔵量又は取扱量の算定についても当然、第32条の適用があるので、事業所（正確には貯蔵又は取扱いの場所）単位で算定（貯蔵量又は取扱量の算定）した際の届出となる。

届出対象

- * 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物（個人の住居にあっては、2分の1以上指定数量未満）
- * 別表第7に定める数量の5倍（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、同表に定める数量）以上の指定可燃物

2 届出は、予防規則第18条の規定により、第14号（4の廃止の場合は第15号）様式の届出書をそれぞれ用いて所要事項を記入し、あらかじめ消防署長へ届け出るものである。

3 個人の住居の火災予防を推進する必要から、個人の住居についても届出を義務付けたものである。

4 第2項は、廃止する場合についても、その実態を把握する必要があることから、届出を義務付けたものである。

5 数量の算定については、第32条の規定によるほか、次による。

- (1) 1日における最大の貯蔵量又は取扱量とする。
- (2) ボイラー、炉又は発電設備による消費設備については、タンク等の危険物の貯蔵量又は1日当たりの消費量のいずれか大なるものとする。

なお、当該場所がボイラー、発電設備、乾燥炉等である場合は、それぞれの届出書も併せて提出させるものである。

(タンクの水張検査等)

第47条 消防長は、前条第1項の届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。

【解釈及び運用】

本条は、消防長が指定数量未満の危険物等を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張又は水圧検査を行うことができる旨を規定したものである。

1 本条に基づく検査は、本市のタンク全てが検査を受けるものとして義務を課しているものではなく、あくまでも第31条の4等による水張試験又は水圧試験を確認するための機会を、本市での検査として設けるものであって、設置者等の申出に基づく任意のものである。同条の「試験」とあるのは、本条に基づく検査はもちろん、その他の公的機関等の試験データにより、消防機関が確認できればよいものである。

本条に基づく検査は、義務ではなく、あくまでも設置者等の申出に基づく任意のものである。
(第31条の4等において「試験」とあるのは、本条に基づく検査はもちろん、その他の公的機関等の試験データにより、消防機関が確認できればよいものである。)

2 検査の対象となるタンクは、第46条第1項において届出の対象（前条の1参照）となるタンクをいう。

3 手続等については、予防規則第19条において申出の様式並びに基準に適合している場合にタンク検査済証（正）及び（副）（危険物の許可に係るものは黒色であるが、本条に係るものは青色である。）を交付する旨を規定している。

4 検査の手数料については、浜松市手数料条例（平成12年市条例第44号）第2条に規定されている。

(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)

第48条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等（法第17条第1項に規定する消防用設備等をいう。）の状況が、法若しくは政令又はこれらに基づく命令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。
2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知しなければならない。
3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

【解釈及び運用】

- 1 平成24年5月の広島県福山市のホテル火災、平成25年2月の長崎市の社会福祉施設での火災など、不特定多数の者が利用する施設における火災により、多数の死傷者が発生した。

さらに、類似施設の実態調査結果から重大な消防法令違反が存していたこと。また、これらの消防法令違反を行政措置権を行使して改善させるまでには時間を要することを踏まえ、人命危険に大きく影響する消防法令違反に関する情報を早期に発信することで、建物を利用しようとする市民自らが、その利用の判断ができるように、立入検査で把握した違反を公表することができることを規定したものである。

また、公表に先立ち、公表される違反をした者に対し、制度の周知を図り納得性を高める観点から、公表する旨を通知すること等を定めている。
- 2 公表の対象となる「防火対象物」は、政令別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ及び（16）項イである。

公表制度の趣旨及び火災発生時の危険性を考慮して不特定多数の者が出入りするものを対象としている。
- 3 公表の対象となる「違反の内容」は、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置義務違反が該当する。

これらの設備の設置義務違反を公表の対象としていることについては、火災の早期覚知又は初期消火に有効な設備であり、火災被害を最小限にするために重要な設備であることや短期間の違反は是正が期待できず、危険な状態が継続することなどを踏まえているものである。
- 4 「公表の手続」のうち公表の方法については、立入検査の結果を通知した日の翌日から起算して14日を経過した日において、なお同一の違反が認められる場合に、当該違反が是正されるまでの間、次の方法で公表するものである。
 - (1) 浜松市のホームページへの掲載
 - (2) 浜松市消防局及び消防署での閲覧

5 公表する事項は、次に掲げるものである。

- (1) 違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- (2) 違反の内容
- (3) 消防長が必要があると認める事項として、違反が認められた「防火対象物の部分」

(委任)

第49条 この条例の実施のための手続き、その他その施行について必要な事項は、市長が定める。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、この条例の実施手続等その施行細目について、市長への委任を規定したものである。
- 2 明文をもって消防長（消防署長）に与えられた権限について、本条による規則にその行使の基準を定めるのは不適当であると解されている。
また、届出を一定の書面（届出書）による様式行為とすることはもちろん、各条や届出書の様式の備考中に添付書類の要求を規定することもできるとされている。
- 3 規則制定事項として、規則に規定している内容は概ね次のとおりである。
 - (1) 炉等の防火上支障のない措置
 - (2) 各種標識についての形状等
 - (3) 水素ガスを充填する気球及び掲揚綱の材料等
 - (4) 危険物品の指定及び解除承認の申請
 - (5) 条例に基づく各種届出等についての様式

第7章 罰則

1 本章は、法第9条の4の規定に基づいて制定された第30条、第31条、第33条又は第34条の規定に違反した者に対する罰則を定め、併せて使用主に対する両罰規定について定めたものである。

2 本章は、法第46条の規定に基づいて設けられたものであるが、同条は地自法第14条第3項の特別規定であるから、法第9条の4の規定に基づくこの条例第4章の規定違反に対しては、法第46条に定める限度以上の罰則を科することができない。

また、同条の反対解釈として、法第9条の規定に基づくこの条例第3章（第4節を除く。法第44条で罰金又は拘留と規定されている。）の規定違反に対しては、法に根拠が無いため全く罰則を付することはできないと解される。

『地自法（抜粋）

第2条

2 普通地方公共団体は、その公共事務及び・・普通地方公共団体に属するものほか、・・その他の行政事務で国の事務に属しないものを処理する。

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は、行政事務の処理に関しては、・・・、条例でこれを定めなければならない。

3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除く外、・・・、条例に違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁錮、十万円以下の罰金、拘留、科料又は没収の刑を科する旨の規定を設けることができる。』

3 これに対し、この条例の第5章、第5章の2及び第6章の規定は、法自身にその根拠規定を有するものではなく、地自法第14条第1項及び第2項の規定による行政事務条例としての性格を有するものであるから、法律的には地自法第14条第3項の規定による罰則を付することは可能である。

しかし、同条同項の罰則の限度は、法第46条の罰則の限度より高いこと及び第3章（第4節を除く。）の規定違反には罰則を附し得ないこと等を考え合わせて、当市は均衡上罰則を設けないこととしている（東京等においては、これら以外に第23条の制止義務を怠った場合や各種の届出違反等に対する罰則を規定している。）。

なお、第3章第4節については、第22条第4項関係の違反として法44条第18号によって処理するものであるから、この条例における罰則制定の問題は生じない。

(罰則)

第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第30条の規定に違反して指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱った者
- (2) 第31条の規定に違反した者
- (3) 第33条又は第34条の規定に違反した者

【解釈及び運用】

- 1 本条は、少量危険物及び指定可燃物に関する基準の違反行為者に対して適用される。
- 2 第1号及び第2号の規定は、第30条（違反の場合は指定数量の5分の1以上となっていることに留意）及び第31条の規定に違反して指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱った者（違反行為者）に対して適用される旨を、第3号の規定は、第33条及び第34条に定める指定可燃物に関する規定に違反した者に対して適用される旨を規定している。

第51条 法人（法人でない団体で代表者の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条にかかる罰金刑を科する。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、前条に規定する行為者の外に法人又は使用主に対する両罰規定を定めたものである。行政目的を達成するためには行為者のほか、必要限度内において違反者の範囲を拡張することが認められるべきであり、また現行行政法規はこのような両罰規定を設けて行政目的の実現を担保している。
したがって、本条においても法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の違反行為について、業務主たる法人又は人を処罰する規定を設けている。

- 2 人の代理人には委任による代理人のみならず法定代理人も含まれる。

法定代理人

本人の意思とは無関係に、本人と一定の身分関係にある者が法律の直接の規定により、代理権が生じる場合（親権者、後見人、不在者の財産管理人、相続財産管理人等）

- 3 ただし書は、免責に関する規定である。

これは、業務の主たる法人又は人を罰するのは、その監督・注意義務違反に対する責任を問うものであるため、その無過失を証明する場合には処罰されないものである。ただし、法人の「代表者」が違反行為をした場合は、法人と同格関係にあることから、その法人は責を免れず、常に法人と代表者との両方が罰せられる。